

件名：指定自動車教習所職員講習の委託契約に係る一般競争入札公告

沖縄県が行う指定自動車教習所職員講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第9号に規定する講習で、技能検定員講習、教習指導員講習及び副管理者講習（以下「各講習」という。）に区分して実施するものをいう。以下同じ。）の委託契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付することとしたので、次のとおり公告する。

令和8年4月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 指定自動車教習所職員講習の委託契約
- (2) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託契約する事務の数量、業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格 次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 運転免許関係講習の実施に関する委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成20年2月8日沖縄県告示第54号。以下「規程」という。）第2条に規定する入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること、又は納税の猶予措置を受けている場合は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）を提出したもの
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 労働条件誓約書を提出した者
- (7) 社会保険に加入義務がない者にあつては、社会保険に加入義務がないことについての申出書を提出した者
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (9) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿等を提出した者

3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものに該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 入札参加申請の方法等

(1) 申請の方法

入札参加を希望する者は、次の書類を(2)の場所に提出すること。

ア 当該講習に係る資格審査結果通知書（規程第4号様式）の写し

イ 誓約書

ウ 労働条件誓約書

エ 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿

(2) 申請書類の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県警察本部交通部運転免許課

〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号 (098) 851-1000 (内線521)

(3) 申請の受付期間 受付期間は、この公告の日から令和8年4月8日（水）まで（土、日、祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分までとする（正午から午後1時を除く。）。

5 入札参加資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく一般競争入札参加資格法人変更届出（規程第5号様式）を提出しなければならない。

- (1) 名称又は商号
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 資本金
- (5) 使用印鑑
- (6) 電話番号

6 入札説明会 開催しない。

7 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 4の(2)に同じ。

8 入札書に記載する金額

入札金額は、各講習の単価に講習予定人数を乗じて得た額の合計額とし、契約は講習ごとの単価契約とする。

9 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

直接または郵送（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）により下記(2)の提出場所に、下記(3)の期限までに提出すること（詳細は入札説明書による。）。

(2) 提出場所

沖縄県警察警察本部警務部会計課 出納第一係
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

(3) 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和8年4月13日（月）午前10時00分
沖縄県警察本部 1階 警察資料館

10 入札保証金 沖縄県財務規則第100条の規定による。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は県若しくは県以外の地方公共団体と種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 最低制限価格 設定しない。

13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、政令で定める単価の範囲内かつ予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札に対し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない（ただし(4)及び(5)に該当する場合を除く。）。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上のものから委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

15 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約期間中に最低賃金が改定された場合においても、最低賃金法違反が発生することがないようにすること。
- (3) その他 詳細は入札説明書による。